

令和7年度 鳥獣被害防止施設整備事業（防護柵設置の補助金）について
～ 補助金を申請される方へ ～

1 対象者

- 市内に農地を所有し、トタンや電気柵、フェンス（ネット）などを令和8年2月末までに共同で設置する農家や団体（原則として、農地を一周围うものとしします。）
- ※ 住所が周南市外の場合であっても対象農地が周南市内であれば補助対象となります。

2 目的

- 共同で農作物の鳥獣被害防止対策を実施することにより、農作物生産及び農家経営の安定を図る。

2 補助額

- 資材購入費の1／2以内（基準単価あり）
- ※ 予算を超える申請があった場合、補助率を減少することがあります。

3 受付期間

- 令和7年5月7日（水）～令和7年5月30日（金）

4 書類の提出先（お問合せ先）

- 農業振興課 有害鳥獣対策担当 TEL0834-22-8151
- 新南陽総合支所 地域政策課 TEL0834-61-4215
- 熊毛総合支所 産業土木課 TEL0833-92-0014
- 鹿野総合支所 産業土木課 TEL0834-68-2335

5 交付申請してからの流れ（★印は、申請者の方にさせていただく手続です。）

		内容	備考
①	申請者→市	★交付申請	・ 交付申請書と交付申請書に記載してある添付書類（見積書等）を添付してください。
②	市→申請者	交付決定通知	
③	申請者	★防護柵の購入、設置	・ 必ず②の通知の後に購入してください。 ・ 購入先から領収書をもらってください。
④	申請者→市	★実績報告	・ 提出書類は②の通知の際に送付します。
⑤	市→申請者	確定通知	
⑥	申請者→市	★交付請求	・ 提出書類は⑤の通知の際に送付します。
⑦	市→申請者	補助金の交付	

※ 審査の際、現地確認等に御協力いただく場合があります。

※ ②の交付決定通知より前に防護柵を購入した場合、補助金の交付を受けられないので御注意ください。